清須市歩道橋ネーミングライツパートナー募集要項

１　目的

清須市では、民間の資金を活用して道路施設の持続可能な維持管理を行うとともに、企業等の地域貢献の場としてご活用いただくため、歩道橋に愛称（企業名、商品名等）を付けることができる権利（ネーミングライツ）を取得するネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

パートナーは、対象となる歩道橋に企業名等を冠した愛称を標示することにより、企業等のＰＲを行うことができると同時に、歩道橋及びその周辺の清掃美化活動などを通じた地域貢献の場として活用していただくことができます。

２　対象施設

清須市が管理する以下の歩道橋を対象とします。

ただし、既にパートナーが決定している歩道橋や施設の管理上支障のある歩道橋については、募集を停止させていただくことがありますので、応募にあたっては当該歩道橋が現在募集の対象となっていることをあらかじめ清須市へご確認ください。

正式名称	所　在　地
古城横断歩道橋	清須市西枇杷島町古城二丁目
新幹線側道横断歩道橋	清須市西枇杷島町旭一丁目
落合横断歩道橋	清須市春日落合
さわやか横断歩道橋	清須市土器野
学園歩道橋	清須市須ケ口

３　契約条件

⑴　契約料（ネーミングライツ料）

歩道橋１橋あたり税抜き月額１５，０００円以上（千円単位）で応募者から提案していただきます。

⑵　契約期間

３年以上（契約期間の満了にあたり、現パートナーに契約更新の希望がある場合は優先交渉権が付与されます。）

【契約期間（イメージ）】

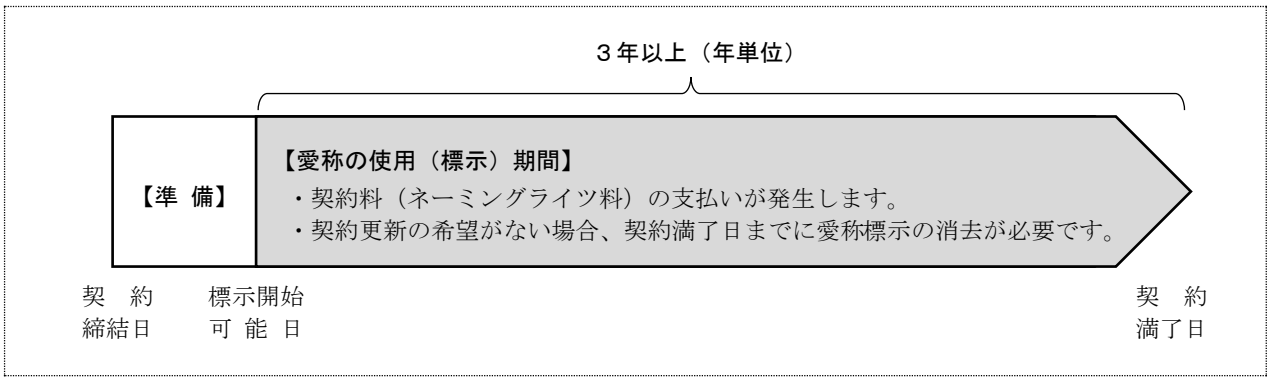

⑶　愛称の標示等にかかる諸経費の負担

歩道橋への愛称標示及び契約終了時の愛称の消去にかかる費用はパートナーの負担とし、パートナーが道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の承認を受けて施工していただくことになります。

⑷　地域貢献の提案

パートナーとして、歩道橋及びその周辺の清掃美化活動など、地域貢献の場として活用する提案を期待しています。

なお、地域貢献活動の実績については清須市へご報告いただき、報告いただいた活動を市のホームページ等で紹介させていただきます。

4　愛称及び愛称の標示

⑴　愛称及び愛称標示にかかる条件

ア　愛称の末尾には、原則として「歩道橋」又は「ブリッジ（bridge)」の文字を含むものとします。その他、愛称として使用可能なもの、使用不可能なものの例は以下のとおりです。

使 用 可 能	企業名、商号、商品名、マスコットキャラクターの名前、 企業のロゴマーク
使用不可能	矢印や距離など交通標識等と誤認しやすいもの、 個人の氏名、標語やキャッチフレーズ、 清須市広告掲載要綱第３条２項各号に掲げるもの ・法令等に違反するもの又はおそれがあるもの ・公の秩序もしくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの ・基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの ・政治性のあるもの ・宗教性のあるもの ・社会問題についての主義又は主張に当たるもの ・内容又は責任の所在が不明確であるもの ・虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実と誤認するおそれがあるもの等消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの ・青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

イ　標示の配置や書体等については、歩道橋全体のバランスを損なわないものとし、文字の大きさは１文字あたり最大で 30 ㎝角まで、企業のロゴマークは２文字程度の大きさ（面積）までとします。また、標示は二行書とせず、一行で記載してください。

ウ　標示の色は、鮮やか過ぎない落ち着いた色の単色とし、蛍光色、反射性のある色、信号や道路標識等と誤認しやすい色は使用できません。

エ　上記ア～ウのほか、対象となる歩道橋の形状等により、文字の大きさや文字数等が制限される場合があります。

【愛称の標示（イメージ)】

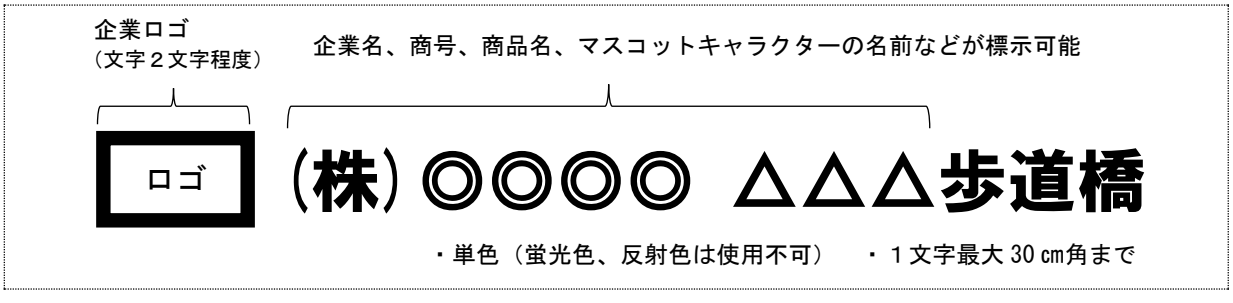

⑵　愛称の決定

ご提案いただいた愛称は、ネーミングライツパートナー選定会議における審査を経て決定します。その際、パートナーに対して愛称（文字のフォント、色等を含む）の一部について修正を求める場合がありますのでご了承ください。

⑶　契約期間中の愛称変更

契約期間中の愛称変更は原則としてできません。

ただし、愛称に使用した企業名や商品名が変更となる場合など、特段の理由がある場合はこの限りではありません。

５　募集の受付期間

	募 集 受 付 期 間（※）	愛称標示開始 （ 目 安 ）
第１期	４月１日　～　６月 30 日	10 月
第２期	７月１日　～　９月 30 日	１月
第３期	10 月１日　～　12 月 28 日	４月
第４期	１月４日　～　３月 31 日	７月

※募集受付の締切日が閉庁日（土・日・祝）に該当する場合は、翌開庁日となります。

６　応募資格

歩道橋のパートナーには法人又は個人事業主が応募することができます。

ただし、以下のいずれかに該当する場合はパートナーになることができません。

⑴　清須市暴力団排除条例（平成２４年清須市条例第１号）第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる事業者

⑵　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者

⑶　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続中の事業者

⑷　法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業者

⑸　法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者

⑹　社会的信用を著しく損なうような問題を現に起こしている事業者

⑺　行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

⑻　清須市の工事等請負契約に係る指名停止の措置規程（平成１７年清須市訓令第３４号）の規定による指名停止を受けている事業者

⑼　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定による一般競争入札の参加の制限を受けている事業者

⑽　国税又は地方税を滞納している事業者

⑾　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業若しくは同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類似するものを営む事業者

⑿　貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第２条第１項に規定する貸金業を営む事業者

⒀　ギャンブルに関する業種（当せん金付証票法（昭和２３年法律第１４４号）に規定

する当せん金付証票に係るものを除く。）を営む事業者
⑭　興信所若しくは探偵事務所又はこれらに類するものを営む事業者
⑮　法令等に定めのない医療に類似する行為に係るものを営む事業者
⑯　その他市長が適当でないと認める事業者

7　応募方法

下記の提出書類に必要事項を記入のうえ、「12　書類提出及びお問い合わせ先」まで持参、郵送又は電子メールによりご提出ください。（郵送又は電子メールで応募した場合は、電話での到着確認をお願いします。）

１事業者につき１施設まで応募が可能です。

なお、提出いただいた書類は返却できません。

また、申込みに要する費用は全て申込者の負担とします。

【提出書類】

法　人	個人事業主
［共通］歩道橋ネーミングライツパートナー応募申込書（様式１）	
法人等の概要（様式２）	確定申告書の写し（直近３年分）
法人役員等に関する調書（様式３）	個人事業の開業届出書の写し
登記事項証明書（商業登記簿謄本等）	住民票

※登記事項証明書及び住民票については、発行後３か月以内の原本又は写しをご提出ください。
　電子メールでの提出の場合は原本をスキャンした電子データも可とします。

8　パートナーの選定

各受付期間ごとに応募いただいた内容について、ネーミングライツパートナー選定会議を開催し、パートナーに選定するにあたりふさわしい提案内容となっているか審査を行います。

また、同一の歩道橋に対して同期間内に複数の応募があった場合には、ネーミングライツパートナー選定会議において、ネーミングライツ料の金額、契約期間の長短、提案いただいた愛称や地域貢献の内容等を総合的に審査し、優先交渉権者を選定します。

ネーミングライツパートナー選定会議による選定後は、全ての応募者に対して速やかに結果を通知します。

9　契約の締結

上記の選定方法により選定されたパートナーの候補者との最終的な協議を経て、清須市とパートナーとの間で契約を締結します。

10　契約料（ネーミングライツ料）の支払い

毎年度４月末日までに、当該年度分の契約料（ネーミングライツ料）を一括で支払うものとします。

ただし、契約の初年度については市が指定する日までに支払うものとします。

11　留意事項

⑴　契約の解除

契約期間中にパートナーが「６　応募資格」に規定する資格を失った場合又は満たしていないことが明らかになった場合、若しくはパートナーの違法行為や社会的信用を損なう行為等により契約の継続が困難であると判断した場合には、契約を解除することがあります。

その場合、契約の解除に伴う歩道橋の現状回復に必要な費用はパートナーの負担となります。

⑵　第三者への損害に対する負担

パートナーが施設に付けた愛称が第三者の商標権等の知的財産を侵害するなど、パートナーの責任において第三者に損害が生じた場合、その負担はパートナーが負うこととなります。

12　書類提出及びお問い合わせ先

〒４５２－８５６９　愛知県清須市須ケ口１２３８番地
清須市役所　本館４階　企画部企画政策課　企画政策係　ネーミングライツ担当宛
電　　話　（０５２）４００－２９３６
Ｆ　Ａ　Ｘ　（０５２）４００－２９６３
電子メール　kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp